

指定障害児通所支援事業者 様

寝屋川市福祉部指導監査課長 谷口 隼人

障害児通所支援事業者に係る令和6年度の報酬改定に伴う届出等について

日頃から当市の福祉行政の推進に御理解、御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。さて、令和6年度報酬改定を踏まえ、4月1日以降の障害児通所給付費の算定について、別紙の留意事項を読んでいただき、下記の要領にて届出いただくようお願いします。

記

1 届出対象者

(1) 届出対象事業者

全ての事業者（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）

(2) 変更のあった主な加算について

変更のあった加算、新設の加算について一部抜粋して掲載します。

ア 児童指導員等配置加算 →算定区分を5区分のうちいずれかを選択してください。

※従来の「理学療法士等・保育士・児童指導員等」の区分の対象となっていた職員は、その経験年数に応じて算定します。また、新たに、特別支援学校の教員免除状を有する者も対象となります。

※経験年数は、児童福祉法上の児童福祉事業に従事した期間（特別支援学校。特別支援学級での教育を含む。）を指します。

常勤専従で経験年数5年以上	常勤専従で経験年数5年未満
常勤換算で経験年数5年以上	常勤換算で経験年数5年未満
その他（従来のその他従業者）	

専門的支援体制加算 → あり 又は なし を選択

イ 送迎加算（医療的ケア児）【一部新設】

医療的ケアの必要な児童の送迎について、個別に評価されます。

ウ 強度行動障害児支援加算

支援者の算定要件が変更になっています。

旧	新
強度行動障害支援者養成研修(基礎)	強度行動障害支援者養成研修(実践)
	強度行動障害支援者養成研修(中核的人材養成研修)

※ 対象児童の要件も変更になっています。

エ 個別サポート加算 (I)

放課後等デイサービスに関しては、届出が必要になっています。

※ 対象児童の要件も変更になっています。

オ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児童に対して、意思疎通に関する専門性を有する人材を配置し、支援を行った場合に算定することができます。

カ 入浴支援加算【新設】

キ 訪問支援員特別加算 (保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援)

支援者の従事経験年数が細分化され、変更になっています。

ク 自己評価結果等未公表減算

新たに保育所等訪問支援も対象となります (令和7年度以降減算適用)。

2 届出期限 令和6年4月22日(月)当日消印有効

3 提出書類

- (1) 障害児通所給付費の算定に係る届出書兼体制等状況一覧表
- (2) 各種加算に関する届出 (該当する場合のみ)
- (3) 職員の配置状況がわかるもの (勤務形態一覧表など)

4 提出方法及び提出先 下記の住所に郵送してください。

〒572-8566 大阪府寝屋川市池田西町24番5号池の里市民交流センター内
寝屋川市福祉部指導監査課 障害児通所支援担当あて

5 その他

お電話による問い合わせが大変込み合うことが予想されます。メールによるお問い合わせにも対応いたしますので、下記メールアドレスあてに、「質問内容」「質問者連絡先」を明記の上、送信してください。

問合せ先

寝屋川市福祉部指導監査課障害児通所支援担当

メール shidou-k@city.neyagawa.osaka.jp

電話 072-812-2027

【別紙】 届出に当たって留意していただきたい事項について

・届出をする前に、こども家庭庁から発出されている告示、各種通知や QA をよく読んでいただき、内容を理解した上で届出をしてください。

(こども家庭庁 HP の URL)

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

- ・報酬改定に伴う届出の様式は、寝屋川市 HP 内（ページ ID7537）に掲載しています。
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスについては、利用時間に応じた報酬の算定区分が適用されます。その改正に伴い、個別支援計画の記載内容の変更が必要となります。詳細は、市 HP 内（ページ ID 5147）に掲載しています。
- ・処遇改善加算については、締切日が異なります。
詳細は、市 HP 内（ページ ID 7524）に掲載しています。